

武雄市自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、武雄市自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例（令和3年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(地元区)

第3条 条例第2条第6号の規則で定める地元区とは、適用対象事業による環境影響が及ぶ恐れのある区で、設置工事等のために通行する区域又は事業区域の雨水が流入する側溝、用水路、ため池等を含む区域とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(抑制区域)

第4条 条例第8条第2項の規定により指定する抑制区域は、別表に掲げる区域とする。

(抑制区域の追加)

第5条 市長は、条例第8条第2項に規定する区域を指定しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について30日間縦覧に供しなければならない。

(1) 新たに抑制区域として指定しようとする区域（以下「抑制予定区域」という。）

(2) 抑制区域を指定する理由

(3) 縦覧の期間及び場所

(4) 抑制予定区域に係る意見書を提出することができる旨

(5) 前号の規定による意見書の提出先、提出期限及び提出方法

2 市長は、抑制予定区域に係る意見書が提出されたときは、当該意見書に対する回答を公表しなければならない。

3 前2項の規定は、抑制区域の指定の変更又は解除をする場合について、準用する。

(届出)

第6条 条例第11条第1項に規定する届出は、太陽光発電事業届出書兼同意申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 確約書（様式第2号）

(2) 事業計画書（様式第3号）

(3) 事業区域内状況調書（様式第4号）

- (4) 近隣関係者等への説明実施報告書（様式第 5 号）
- (5) 維持管理に関する計画書（様式第 6 号）
- (6) 撤去及び処分に関する計画書（様式第 7 号）
- (7) 事業区域内の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
- (8) 地元区との同意書の写し
- (9) その他市長が必要と認めるもの

2 条例第 11 条第 2 項の規定による変更の届出は、太陽光発電事業変更届出書兼同意申請書（様式第 8 号）に前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

3 前 2 項の規定による届出は、正副各 1 通を市長に提出しなければならない。

（同意の通知）

第 7 条 市長は、条例第 12 条第 2 項による同意の可否を決定したときは、太陽光発電事業（変更）同意通知書（様式第 9 号）又は太陽光発電事業（変更）不同意通知書（様式第 10 号）により当該事業者へ通知するものとする。

（工事の完了等の届出）

第 8 条 条例第 13 条第 1 項の規定による届出は、太陽光発電設備等設置工事完了届（様式第 11 号）により行うものとする。

（事業の承継の報告）

第 9 条 条例第 14 条の規定による報告は、太陽光発電事業承継届（様式第 12 号）により行うものとする。

（維持管理に関する報告）

第 10 条 条例第 15 条第 2 項の規定による報告は、太陽光発電設備等状況報告書（自然災害、人為的災害発生時）（様式第 13 号）により行うものとする。

（事業廃止の届出）

第 11 条 条例第 16 条の規定による事業廃止の届出は、太陽光発電事業廃止届（様式第 14 号）を提出することにより行うものとする。

（立入調査）

第 12 条 条例第 17 条の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す太陽光発電設備立入調査員証（様式第 15 号）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(指導、助言及び勧告)

第 13 条 条例第 18 条第 1 項の規定による指導及び助言は、指導・助言通知書（様式第 16 号）によるものとする。

2 条例第 18 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書（様式第 17 号）によるものとする。

(公表)

第 14 条 条例第 19 条第 1 項の公表は、武雄市公告式条例（平成 18 年条例第 5 号）に定める掲示場における掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

2 条例第 19 条第 2 項の意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書（様式第 18 号）によるものとする。

3 事業者は、前項に規定する意見を述べる機会を与えられ、意見を述べるときは、公表に関する意見書（様式第 19 号）によるものとする。

(その他)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

抑制区域	根拠法令
(1) 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項
(2) 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項
(3) 地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和 3 3 年法律第 3 0 号）第 3 条第 1 項
(4) 砂防指定地	砂防法（明治 3 0 年法律第 2 9 号）第 2 条
(5) 河川区域 河川保全区域	河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 6 条第 1 項及び第 5 4 条第 1 項
(6) 保安林	森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 5 条第 1 項
(7) 農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 8 条第 2 項第 1 号
(8) 指定文化財の所在する 区域	文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 1 0 9 条第 1 項、佐賀県文化財保護条例（昭和 5 1 年佐賀県条例第 2 2 号）第 3 2 条第 1 項、武雄市文化財保護条例（平成 1 8 年条例第 1 0 8 号）第 3 2 条第 1 項
(9) 景観計画重点区域	武雄市景観条例（平成 2 0 年条例第 2 号）第 9 条